

B

環境影響評価制度への意見

(財)日本野鳥の会



Photo © 渡辺義昭

B

4. 風力発電事業は環境影響評価法の対象事業となっていない。このため、事前の調査が不十分であったり、評価がきちんと行われていなかったり、情報公開が不十分なため、議論が手戻りになったりといった事例が発生している。
5. 都道府県によっては条例の対象事業としたり、ガイドラインを策定して、風力発電事業による環境影響評価をルール化しようと努めている。国の補助金の対象となっていることを踏まえて、制度化を行う必要がある。
6. 鳥類への影響発生の特性から考えて、計画段階の立地選択において、影響が発生しそうな場所をあらかじめ避けることも重要である。

3

B

1. 風力発電事業は新しい技術によるエネルギー開発事業として国策により導入が図られており、国の補助金の対象となっている。
2. 既に全国的に導入されている(09年3月現在40都道府県)。
3. 鳥類への影響については、希少種の衝突死の発生といった深刻な環境影響が発生し、また今後も発生するおそれがある。

2

B

鳥類への影響

- 直接的な影響
 - 風車への衝突による事故
 - 風車や付帯設備(道路、電線)建設による生息地の破壊
- 間接的な影響 風車を避けることによる行動の変化
 - 特定の生息地が使えなくなる
 - 特定の移動経路が使えなくなる(渡り、採食)
- 環境: 希少な種の生息地(繁殖地、採食地)
 - 多くの鳥が集中する場所(採食地、集団繁殖地)
 - 主要な渡りの経路
 - 複数の施設による累積的影響

Drewitt & Langstone 2006

4

B 日本における衝突事故の発見例

- 文献等に全15種の記録が見られる
- 北海道、本州、四国、九州、沖縄
- 系統的な調査の結果ではない

➢ 絶滅危惧種

オジロワシ 2009年3月末では全13例(北海道)
イヌワシ 1例(岩手県)
ミサゴ(準絶滅危惧)

その他
トビ ウミウ オオセグロカモメ シロハラクイナ
小鳥類(ヒヨドリ、ホオジロ、カラス類)等

5

B 都道府県・政令市におけるアセス

	条例の対象として いる	条例ない がガイド ラインあり (NEDOマ ニュアル 実施指導 含)	条例の対 象とする かどうか を検討中	環境影響 評価の指 針必要	その他 環境影響 評価に関 する課題 あり	合計
都道府県(全47)	8	5	1	2	8	24
政令市(全17)	2	1	1	0	1	5

2008年11月日本野鳥の会調べ

**共通の課題: 影響評価に関する知見、技術の不足
条例を持つ自治体も持たない自治体も同様**

7

B 自主アセスの問題点

- 早い段階での情報公開が成立しにくい(企業秘密)
- 情報公開が確保されていない
- 科学性、客観性が確保されない(公開の検討委員会等、
地方自治体の審査不要)
- 進行管理は事業者自身
- 地方自治体の関与が明確でない
- 事業者が環境保全にかかるコストが評価されていない

6

B 課題: 事後調査と情報の共有化

- 野鳥への影響(衝突事故)の生じる原因、メカニズムがはっきりわかっていないため、事後調査で影響評価の手法、メカニズム、影響の出やすい立地条件を探ることが非常に重要
- 公開方法: 現状では自主的な事後調査結果はほとんど公開されていない
- 評価技術の開発は、地球温暖化対策の緊急性に鑑み、早急に取り組む必要
- 環境影響に関する情報、知見を広く集積するため、アセス情報、事後調査結果の共有化が求められる
- インターネットによるアセス文書の公開等

8

B

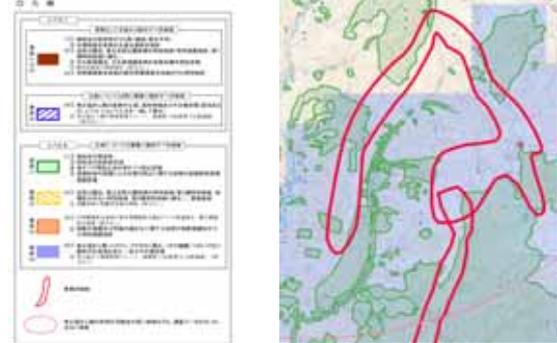
課題: 規模用件

- 1～数基の風車でも絶滅危惧種の事故は起きてしまう
例: オジロワシの事故のうち、
浜中町(1基)、石狩町(2基)、根室市昆布盛(5基)
- 多くの条例では「出力15,000kW以上または風車の台数10台以上」(長野県)といった規模用件を設けているが、見直しが必要と思われる
- 兵庫県の例:
1,500kW 以上(自然公園等特別地域では500kW 以上)

9

B

立地の指針の例: 影響想定地域マップ(長野県)



11

B

課題: 計画段階での立地の評価

- 影響(衝突事故)を防ぐための技術が現時点では完成していない
- 温暖化対策のためには早急に導入する必要がある
計画段階で影響の大きく出そうな場所は
あらかじめ避ける必要がある(センシティブティ・マップ)
- 環境省自然環境局の検討している風力発電立地適正化マニュアルの活用が有効

10